

## はじめに

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても、決して許されるものではありません。

旭川市では、配偶者等からの暴力の被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を行うため、平成21年に「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を、平成26年には第2次計画、平成31年には第3次計画と5年ごとに計画を策定し、配偶者等からの暴力の根絶を目指し、配偶者暴力相談支援センターを中心として、関係機関・団体と連携し、取組を進めてまいりました。

現状では、配偶者暴力相談支援センター、民間支援団体、警察などの相談機関に、配偶者等からの暴力に関する相談が数多く寄せられており、また、相談機関につながっていない潜在的な被害者の存在も想定されることから、今後においても総合的に施策に取り組んでいくため第4次計画を策定いたしました。

この計画におきましても、引き続き、配偶者等からの暴力に関する正しい認識の普及や相談窓口の広報に努め、被害者を早期に相談機関につなぐことを促進するとともに、発見から相談への対応や、保護、自立に向けた支援まで、被害者の意思を尊重しながら、関係機関・団体と連携した切れ目のない支援に取り組んでまいります。

今後とも、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関し、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たりまして、旭川市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、御協力をいただきました多くの方々に心から感謝を申し上げます。

令和6年（2024年）3月

旭川市長 今津寛介